

(仮称)梅田曽根崎計画環境影響評価方法書に関する市長意見

本事業に係る環境影響評価方法書について、本市環境影響評価専門委員会の検討結果報告書の内容を踏まえて検討し、事業者が考慮すべき事項を次のとおり取りまとめた。

環境影響評価の実施にあたっては、次に掲げる事項並びに同報告書の趣旨に十分配慮して実施されたい。

記

〔全般的事項〕

1 交通計画について

事業計画地東側の新御堂筋側道は、現時点でも交通量が多いことから、事業者が検討している渋滞緩和策に加え、公共交通機関の利用促進策など自動車交通量の抑制に向けた取組を検討し、その内容を準備書に記載すること。

2 工事計画について

事業計画地東側道路は、自動車に加え自転車や歩行者の通行も多いことから、工事関連車両による交通量の負荷軽減策及び歩行者等への安全性の確保について、十分検討を行い、その結果を準備書に記載すること。

〔騒音、低周波音〕

騒音・低周波音の発生源となる設備機器の諸元等が現時点で未定であることから、今後決定する設備機器の位置等を踏まえ、本事業による影響が大きくなると考えられる地点において調査を実施すること。

〔地盤沈下〕

類似事例と事業計画地における地質構成等の地盤状況が異なることから、類似事例の予測結果を利用するのではなく、沈下量の算定に必要な調査を実施したうえで、地盤沈下量を算定し、予測を行うこと。

〔景観〕

事業計画地は西日本最大のターミナルである大阪駅周辺地区の東側に位置しており、様々な施設や公共交通機関を利用する多くの歩行者の視点を考慮し、近景において調査及び予測地点を追加すること。